引取業者・フロン類回収業者　登録申請等の必要書類一覧

			① 引取業者登録申請書	② フロン類回収業者登録申請書	③ 引取業者変更届出書	④ フロン類回収業者変更届出書	⑤ 廃業等届出書	⑥ 誓約書	⑦ 履歴事項全部証明書 ※3	⑧ 本籍地記載の住民票の写し ※3・4	⑨ 残存フロン類確認体制の書類 ※5	⑩ フロン類回収設備の所有権の証明書類 ※6	⑪ フロン類回収設備の種類・能力説明書類 ※7	⑫ 申請手数料（納付書にて納付） ※8	備考
引取業者	新規 更新	個人が申請　※1	○					○		○	○			新規：5,600円	⑨は事業所ごとに、⑩・⑪は設備ごとに提出する必要があります。
		法人が申請　※1・2	○		○			○	○		○			更新：3,600円	
	変更	個人の氏名・住所			○			○		○				不要	
		法人の名称・所在地			○			○	○						
		法人の代表者・役員　※2			○			○	○						
		事業所の名称・所在地　※1			○			○							
		事業所の追加　※1			○			○			○				
		事業所の廃止　※1			○			○							
		残存フロン類確認体制			○			○			○				
	廃業						○							不要	
フロン類回収業者	新規 更新	個人が申請　※1		○				○		○		○	○	新規：6,000円	
		法人が申請　※1・2		○				○	○			○	○	更新：4,000円	
	変更	個人の氏名・住所				○		○		○				不要	
		法人の名称・所在地				○		○	○						
		法人の代表者・役員　※2				○		○	○						
		事業所の名称・所在地　※1				○		○							
		事業所の追加　※1				○		○				○	○		
		事業所の廃止　※1				○		○							
		回収するフロン類の種類				○		○				○	○		
	廃業						○							不要	

※1　事業所を申請書（届出書）に書ききれない場合、「事業所一覧」を提出してください。
※2　役員全員を申請書（届出書）に書ききれない場合、「役員等一覧」を提出してください。
<u>※3　発行日から3ヶ月以内のものに限ります。なお、提出時に原本照合が可能である場合は、複写物の提出で問題ありません。</u>
※4　申請者が未成年の場合は、追加で法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、法定代理人の履歴事項全部証明書）が必要となります。
※5　「残存フロン類の確認方法」・自動車整備士資格証（合格証書）の複写物・中古車査定士証の複写物のいずれかの提出が必要となります。
※6　納品書・領収書・販売証明書・借用証明書・共同使用規定書・管理要領書のいずれかの複写物の提出が必要となります。
※7　取扱説明書・仕様書・カタログ等のいずれかの複写物の提出が必要となります。
※8　新規については、申請内容を確認したうえで手数料の納付書を交付し、貴社（貴方）からの手数料納付の確認後に審査を開始します。
更新については、現在の登録内容変更の有無を確認したうえで手数料の納付書を交付し、貴社（貴方）からの手数料納付の確認後に審査を開始します。
新規・更新いずれも、申請を取り下げる場合、手数料はお返しできません。